

三重県立特別支援学校スクールバス広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、三重県が所有する県立特別支援学校スクールバス（以下「スクールバス」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載車両)

第2条 広告を掲載するスクールバスは、広告スペースが確保できる車両とする。

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県立特別支援学校スクールバス広告掲載基準」のとおりとする。

(広告の掲載方法)

第4条 スクールバスの車体への広告の掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシートは除く。）の貼付によることとし、スクールバスの車体へ直接塗装する等の方法によることはできない。

2 前項の粘着フィルムは、広告掲載期間中における車体からのはく離又は広告撤去時における車体の塗装のはく離及び広告のはく離残しを生じさせないものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の掲載場所は、原則、車体後面（1箇所）とする。

2 広告の規格（大きさ）は、掲載するスクールバスの掲載場所の大きさの範囲内とする。但し、スクールバスの運行の妨げになるような場所への貼付は除くものとする。標準的な規格は次のとおりとする。

車体の後面 縦450mm×横1800mm 程度

なお、広告内に「特別支援学校児童生徒の自立と社会参画を応援しています」の文字を入れること。

(広告の掲載期間)

第6条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、原則会計年度（1年）単位とする。また、再掲を妨げないこととする。

(広告の募集方法)

第7条 要綱第6条に規定する広告の募集方法は、原則として三重県ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。

2 広告の掲載を希望する者は、三重県立特別支援学校スクールバス広告掲載申込書兼誓約書（様式第1号）に次の書類を添付したもの（以下「申込書等」という。）を県教育委員会に提出するものとする。

（1）広告のデザイン素案

（2）申込者の活動概要が分かる書類（企業のパンフレットやホームページに掲載している企業概要をプリントアウトしたものなど）

（3）特別支援学校生徒の実習の受け入れ実績、雇用実績、職業にかかる講習、特別支援学校の運営にかかる契約等、特別支援学校への協力が分かる書類

(広告主の決定及び承諾)

第8条 県教育委員会は、前条の申込書等を受理したときは、受理月の翌月末までに第17条に規定する三重県立特別支援学校スクールバス広告掲載審査会の開催または稟議により、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位の時は、同一月に受理した申込書等の申込み順に、当該受理月現在における募集台数を上限として、1台ずつ配分するものとする。

2 県教育委員会は、前項の規定により決定したときは、三重県立特別支援学校スクールバス広告（掲載・不掲載）決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知する。

3 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、県教育委員会が指定する期限までに三重県立特別支援学校スクールバス広告掲載承諾書（様式第3号）を県教育委員会に提出するものとする。

(広告デザインの確定及び提出)

第9条 広告主は、県教育委員会が指定する日までに、県教育委員会に広告デザインの確定版を提出しなければならない。但し、提出済みの素案から変更がない場合は提出不要とする。

2 県教育委員会は、提出された広告デザインの確定版が第3条及び要綱第3条に規定する要件を満たしていないとき、その他広告の内容が不適当なときは、広告主に対し、広告の内容の補正を指示するものとする。

3 前項の規定による指示があったときは、広告主は、広告の内容について補正し、県教育委員会が指定する日までに補正後の広告デザインを提出しなければならない。

（広告の掲載）

- 第 10 条 広告の掲載期間は、三重県立特別支援学校スクールバス広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知した期間とする。
- 2 広告の再掲載を希望する広告主は、県教育委員会が指定する日までに、三重県立特別支援学校スクールバス広告再掲載提出書兼誓約書（様式第 4 号）を県教育委員会に提出するものとする。
- 3 車両に掲載された広告は、県教育委員会に譲渡されたものとする。

（広告掲載料）

- 第 11 条 広告の掲載料は 1 台当たり年額 40,000 円（税込）とする。なお、初年度の契約が 1 年に満たない場合は 1 ヶ月当たり、3,500 円（税込）とする。
- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、県教育委員会が指定した日までに、県教育委員会が発行する納入通知書により年度ごとに納入するものとする。

（広告掲載料の返還）

- 第 12 条 県教育委員会は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を中止したとき、又は広告を掲載したスクールバスが廃車等によりスクールバス運行日に運行できない状況が 5 日以上継続するときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。
- 2 県教育委員会は要綱第 8 条第 2 項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。
- 3 県教育委員会は要綱第 9 条の規定による広告掲載の取り下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。
- 4 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告の撤去等）

- 第 13 条 広告掲載期間が終了した場合や、広告の掲載が取り消された場合及び広告の掲載を取り下げた場合は、広告を撤去するものとする。

（費用負担等）

- 第 14 条 広告の作成、掲載及び撤去にかかる費用は広告主の負担とする。
- 2 広告掲載後、スクールバスの運行に伴う事故、県教育委員会の都合による

掲載車両の変更等により広告を修復する必要が生じた場合は、県教育委員会の負担により修復するものとする。

(広告の変更)

第 15 条 広告主は、必要がある場合は、県教育委員会にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を変更することができるものとする。変更に係る費用は広告主の負担とする。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県教育委員会に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

第 17 条 要綱第 11 条の規定により、スクールバスの広告の可否を審査するため、三重県立特別支援学校スクールバス広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は別表 1 のとおり委員長及び委員をもって構成する。
- 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、委員長を含む構成員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は必要があると認めるときには、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第 18 条 審査会の事務局は、三重県教育委員会事務局特別支援教育課に置く。

(協議)

第 19 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県教育委員

会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 20 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

(この要領の解釈適用)

第 21 条 この要領は本県の厳しい財政状況と障がい者雇用の促進を鑑み、県有資産であるスクールバスの有効活用により収入を確保し、県民等に障がい者雇用に対する理解啓発を目的とするものであり、広告が掲載されることで県教育委員会が広告主に便宜を図るものではない。

附則

この要領は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

ただし第 14 条に定める費用のうち広告の撤去にかかる費用については、施行日以前に掲載した広告には、適用しない。

別表 1 (第 17 条関係) 三重県立特別支援学校スクールバス広告審査会委員

委員長	特別支援教育課長
委員	教育総務課長
	教育財務課長
	生徒指導課長
	人権教育課長